

環境厚生常任委員会

日 時 平成28年8月25日(木)

午前10時00分 ～

場 所 第3委員会室

1 開 議

2 案 件

(1) 病院事業について

3 その他

亀岡市立病院について

(委員名：馬 場 隆)

公立病院の役割	厚生労働大臣が定めた公的団体を運営母体とする病院を「公的病院」と呼んでいる。行政改革によって、「国立病院」と呼ばれていた施設は新たに、国立高度専門医療センター、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人などに、その機能によって分類されることとなった。 これに対し、地方自治体を母体とし、地域の基幹病院としての役割を果たしている施設を「公立病院」という。公立病院の役割とは、採算性等の面から民間医療機関による提供が困難な医療を提供すること。 ① 山間へき地・離島など民間医療機関の立地が困難な過疎地域の一般医療 ② 救急・小児・周産期・災害・精神などの不採算・特殊部門に関わる医療 ③ がん・循環器等、高度・先進医療 ④ 研修の実施等を含む広域的な医師派遣の拠点としての機能などが公立病院改革ガイドラインから出てくるものであるが、より広範には民間病院が行わない不採算医療を提供することで、地域住民が安心して暮らすことができる環境を作るものである。
民間の病院の役割	国内の病院の7割を占めているのが、公益法人、医療法人、社会福祉法人、個人などが開設する病院が民間病院である。民間病院の多くは都市部に集中しており、公共的な目的が強い医療（救命救急）を民間病院に頼っている地域が多くある。ただし、採算性が低い小児やへき地医療などを手がける民間病院は少ないため、医療の地域格差が生じている。

亀岡市立病院の現状	亀岡市立病院は、市が開設者であることから、市民の求める医療体制を市民要望に沿って形成し提供することが求められている。 しかし、京都府南丹医療圏にあつて、常勤医師14名、病床数100床という制約下の中で、急性期医療を中心とした、消化器系内科と外科、整形外科を中心とした診療体制を持っている。
亀岡市立病院の課題	上記体制の中で、地域における一定の評価を受ける病院になっているが、限られた医療資源を、どの診療分野に適切に配分するのかという観点が、地域ニーズを的確にとらえる中で求められている。 また、公営企業会計という形態の中で、一般会計繰り出し基準を市民にしっかり明らかにする中で、優位性を生かした経営が求められている。
委員の意見等	限られた医療資源の中でも、系列大学病院の下請け機関とならず、亀岡市域の広域的な拠点としての役割を発揮してほしい。

以上

亀岡市立病院について

(委員名：平本英久)

公立病院の役割	営利を主たる目的とせず、広く市民の望む診療を行う病院である よって採算性のある診療科だけでなく、一定採算性を度外視して少数の市民であっても必要とする診療（科）の継続を行い総合的な医療を提供する。
民間の病院の役割	営利を重点に置き患者の質の高い医療の提供ならびに顧客（患者）への満足度の高いサービスの提供や特定で専門的に特化した医療の提供 地元に根差した医療機関はかかりつけ医として患者の情報を熟知し、場合によっては往診医療を行う。
亀岡市立病院の現状	一定市民の望む診療科目の維持継続を行っている 今まで経営健全が出来ない理由であった人材確保も非常勤を含むドクターならびに看護師他スタッフなど確保する事が出来た。今後の経営改善・健全化に向けての検証が行われる。
亀岡市立病院の課題	ドクターを含む常勤スタッフの人材確保と不採算の診療科目をどの様に存続していくのか。 病院長兼管理者は医療のプロであり医療現場の環境改善をお任せするとして、今後は病院経営の健全化に向けてどの様な人をどの様に経営改善を任せるのか
委員の意見等	ここ近年病院長兼管理者を中心として病院経営に改善を図ろうとする努力が感じられる。 今後更に市民から必要とされる市立病院のあり方と病院経営に対して税金を投入しても一定理解が得られる病院のあり方を検討するべき

亀岡市立病院について

(委員名：酒井安紀子)

1. 民間病院の役割・自治体病院の役割

医療は社会に不可欠なインフラである。

民間病院は医療を提供する。しかし、その活動は営利・非営利を問わず、採算が合わなければ継続することができない。設置場所も提供する医療の内容も、市場原理の中で経営を持続可能なものとするように決定される。

自治体病院は民間病院と同様のサービスも行うが、その存在意義は、地域に必要な医療であって民間では担えない医療を提供することにある。関係各機関と連携し、へき地医療・不採算医療や高度・先進医療等を提供することで、地域に必要な医療を公平・公正に提供し、住民の生命と健康を守ることが求められている。

2. 南丹医療圏域における亀岡市立病院の役割

亀岡市立病院は、平成 16 年に開院した。

市立病院設立の経緯

昭和 63 年度	第 2 次亀岡市総合計画等で市立病院が必要施設として位置づけられる
平成 11 年度	亀岡市医療施設等整備研究会設置
平成 12 年度	亀岡市医療施設等整備研究会が最終報告書を提出 亀岡市が亀岡市立病院の建設を決定する
平成 13 年度	亀岡市立病院建設推進委員会を設置(亀岡市医療施設等整備研究会を名称変更) 病院の概要・候補地等を検討した結果、現在地に決定する。 亀岡市立病院建設基本計画の作成 亀岡市立病院事業の設置に関する条例の制定
平成 14 年度	用地買収及び建設工事を開始
平成 15 年度	12 月建設 総工費：3,345,000 円 土地取得費：1,220,000 円

なぜ 100 床の割当しか得られず、その規模を原因とする不採算を今後も抱えていくことが予想されていながらもあの場所に市立病院を設置するという意思決定を行ったのか、理由は明らかではない。当時は手術のできる病院がなかった、南丹病院では地域によっては利用しにくい、などの説明がされることもあるが、

多額の税を投入することについての正当性を裏付けるには不十分である。

さらに設置から 10 年が経過し、「手術ができる病院がなかった」開院当時とは医療環境も変化してきている。亀岡市立病院が自治体病院として対応すべき医療ニーズの変化を把握する必要があると考える。

3. 病院事業会計への繰入

民間で担うことのできない役割を果たすために自治体病院は採算の取れない活動であっても引受けることになる。そこに自治体病院に対する税の投入の正当性が存するのである。具体的な金額は総務省自治財政局長通知に基づいて算出され、一般会計等から繰入がされる。

例えば、亀岡市の平成 24 年度病院事業会計への繰入については、委員会では以下のような内訳について「交付税は充当先に制限があるものではないが、病院事業への繰り入れ要求の積算資料として把握している。」と説明されていた¹。内訳の詳細は、別紙 12 の通りである。

①一般会計からの繰り入れ総額は 5 億 5,394 万 8 千円

市単費 3 億 700 万円

交付税措置（総額 2 億 4,694 万 8 千円）

普通交付税	特別交付税
・病床割 @71 万 2 千円×100 床 ・救急告示 (@169 万 7 千円×7 床) +一律割 3,290 万円 ・企業債元利償還金の 40% (1 億円)	・小児医療病床 @146 万 5 千円×5 床 ・基礎年金拠出金 1,100 万円 ・共済組合追加費用 1 千万円 ・改革プラン評価点検 50 万円

基準額≠適正額

亀岡市立病院の場合、総務省通知に存在する項目で該当するものがあれば全てを計上しているが、それが亀岡市の政策医療として必要なものであるか、実際にどれだけの経費がかかるかは検証されていない。事後的にも、項目ごとにかかった経費は把握されていない。

基準外繰入金について

更に、基準外繰入も行われているが、これについても十分な説明がされていない。

「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」（総務省自治財政局長通知）に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいう。

近年の一般会計から市立病院への繰入金の状況は以下のとおり³である。

¹ 平成 24 年 4 月 19 日 環境厚生常任委員会会議記録より

² 環境厚生常任委員会追加資料

³ H18-22 は亀岡市立病院改革プランより、H23-26 は総務省により経営分析比較

一般会計からの繰入金の状況（単位：百万円）

年度	繰入金	(うち基準外繰入金)
H18	523	15
H19	551	8
H20	556	1
H21	519	
H22	520	
H23	544	53
H24	554	51
H25	526	76
H26	532	不明
H27（予算）	439	
H28（予算）	276	

4. 医療機器について

市立病院には高度先進医療の提供に資する高額な医療機器が備えられている。

医療機器の購入に関することは、亀岡市立病院医療機器等選定委員会・指名選定委員会（いずれも内規により設置要綱が定められている）によって決定されている。

取得価格、メンテナンス費用及び年度別使用件数は別紙 24 の通りである。使用頻度が少ないものがあるが、民間病院で個々に備えるのが困難な機器で、保有しておくことが是非とも必要であるならば、それを説明できるようにしておくべきであるとする。

5. 委員会の着眼点

これまで委員会では、
医師が確保できないために黒字化が出来ない、
100 床病院では利益を出すのが困難である、
などの説明がされてきた。しかし、自治体病院の役割を果たしているかどうかは損益で測れるものではない。

一方、繰入の基準や、基準外に繰入する際の説明が不十分であった。例えば、23 年度は 47,505,000 円の黒字を計上しているが、52,517,000 円の基準外繰入が

表、決算カードより

4 開示文書

あり、黒字額<基準外繰入額であることはもちろん、基準外繰入の理由について説明がされていないにも関わらず、病院側からは黒字であったことだけが強調されている。

2で述べたとおり、南丹医療圏域における市立病院の今日的役割についてこそ、市民に対する説明責任を果たせるような審査が必要である。

3で述べた市単費での繰入額を人口10万人で割返すと、市立病院を利用しているか否かに関わらず、市民一人あたり3000円以上もの税を投入している病院であることがわかる。それだけの負担に対する市民の理解を得るには市立病院が果たしている役割を伝えていく必要がある。なお、他の自治体においては、単に総務省通知の項目を積上げるのではなく、繰出し基準について提供されている政策医療の現状を反映するよう見直しを行っている例がある。

地域に必要な医療を公平・公正に提供し、住民の生命と健康を守るために、市立病院において、どのような活動が行われており、民間の医療資源と連携がどのようにされているのかを確認するべきである。4で述べた高額な医療機器も、それを導入できない民間医療機関との連携がされていてこそ生きてくるものではないかと考える。

今後、新公立病院改革プランの策定作業に入っていくが、国の地域医療ビジョン>府の地域医療構想という枠組みで自ずと大部分が決まってしまうようなプランの策定に多額の外注費をかけることは適当ではない。実質的に亀岡市民を始めとした南丹医療圏域内の住民の役に立つ病院として存続させるために有効なプランとなるように、委員会として注視していくことが必要である。

また、委員会独自の調査としては、市立病院の存在価値や、そこに投入されている税の規模等、市民と情報を共有しながら、必ずしも市立病院のサービスに満足していない市民からの声も収集していく内容が望ましいと考える。

病院事業会計繰入金算出表 (24年度)

区 分				受入科目	平成24年度
					病院事業会計
3条分	①	救急医療確保経費	救急に係る手当等（医師分）	負担金	34,345,000
			〃（看護師分）		57,467,000
			〃（技師分）		6,042,000
			外部医師日宿直料		4,594,000
			夜間・休日等事務委託料		9,823,000
			医療材料費		9,156,000
			告示必要ベット数空床補償(7床分)		88,653,000
			小計		210,080,000
			救急収入		△ 43,998,000
			合計		166,082,000
	②	高度医療経費	給与費（医師5名分）	負担金	58,044,000
			〃（看護師12名分）		66,500,000
			高額医療機器の減価償却費の1／3		37,187,000
			高額機器保守料		55,837,000
			医療材料費		98,346,000
			小計		315,914,000
			収入（高額医療機器収入）		△ 63,238,000
			合計		252,676,000
	③	医師・看護師等研究研修経費	研究旅費、研究図書費	負担金	1,625,000
			学会参加費等		1,176,000
			合計		2,801,000
	④	リハビリテーション経費	収入をもってあてられない額	負担金	5,541,000
	⑤	小児医療経費	収入をもってあてられない額	負担金	6,498,000
	⑥	建設改良経費	企業債利息の2／3	負担金	41,240,000
	⑦	共済追加費用経費	合計	負担金	23,364,000
	⑧	公的年金拠出金	合計	負担金	23,446,000
	⑨	公立病院改革プラン推進経費	合計	負担金	500,000
	一般会計繰入金計（3条分）				
3条分合計					522,148,000
4条分	⑩	建設改良経費（繰入金）	企業債元金分	負担金	31,800,000
4条分合計					31,800,000
一般会計繰出金・府補助金 総合計 A					553,948,000

医療機器年度別使用件数表

購入年度	機器名	取得価額 (簿価)	メンテ費用(修繕含む)(単位:円)										1回あたり	重要な資産の取得 (議会承認)	耐用年数
			年度別使用件数												
			16	17	18	19	20	21	22	23	24	合計			
15	MRI(磁気共鳴断層撮影装置)	143,325,000	9,623,250	11,547,900	11,445,000	11,445,000	11,445,000	11,420,500	11,420,500	11,420,500	233,092,650 円	14,716 円	○	6	
	CT(コンピュータ断層撮影装置)	58,800,000	3,612,000	8,400,000	7,130,340	7,130,340	7,130,340	7,130,340	6,536,154	105,869,514 円	5,693 円	○	6		
	DSA(血管造影検査装置)	89,565,000	600,000	2,499,000	196,350	351,330	93,211,680 円	145,190 円	○	6					
	DR(デジタルX線TV撮影装置)	38,464,650	65	112	69	76	82	66	54	71	47	642 回	○	6	
	CR(コンピュータラジオグラフィー装置)	19,635,000	177	276	239	323	296	299	254	227	213	61,932,150 円	26,880 円	○	6
	骨塩定量測定装置	1,785,000	7,771	10,199	8,983	8,831	9,507	10,217	11,045	913,500	913,500	28,443,660 円	320 円	○	6
	腹部超音波画像診断装置	3,150,000	28	0	0	0	0	0	0	0	0	1,785,000 円	63,750 円	○	6
	心臓超音波画像診断装置	9,030,000	1,056	1,571	1,743	1,748	40	65	50	47	55	3,150,000 円	494 円	○	6
	内視鏡機器	33,390,000	528	785	871	874	1,199	1,378	1,431	1,398	1,294	16,204,020 円	1,661 円	○	6
	高圧蒸気滅菌装置	19,635,000	2,359	1,833	1,812	1,747	1,833	1,825	1,844	1,068	46,111,900 円	3,220 円	○	6	
	大動脈バルーンポンピング装置	3,675,000	406	488	490	490	486	484	488	488	490	○	4		
	乳房X線撮影装置	9,135,000	1	2	1	0	0	0	0	0	0	○	5		
	腹腔鏡手術システム	6,772,500	131	564	699	869	1,009	1,720	1,359	1,266	1,217	6			
	眼科用手術・治療装置	49,864,500	18	4	8	7	12	24	30	3	2	5			
電気メス・アルゴン凝固装置	6,079,500	52	54	80	62	110	210	213	275	247	5				
		542	495	391	472	511	606	667	625	562	5				
16	X線骨密度測定装置	9,765,000	154	231	176	222	239	260	350	336	387			6	
17	外科用X線装置	9,240,000		92	61	135	128	188	216	233	196			4	
18	内視鏡手術システム	5,500,000				16	26	25	43	22	29			5	
19	経鼻内視鏡システム	6,150,000				40	348	361	358	369	329			6	
20	超音波診断装置	7,950,000					1,199	1,378	1,431	1,398	1,294			4	
21	画像診断システム	31,700,000							毎日	毎日	毎日			6	
22	整形外科手術システム(手術用顕微鏡)	15,600,000							9	10	0			5	
	整形外科手術システム(VAPR)							58	52	46			5		
23	CT(3Dワークステーション含む)	73,550,000 (内:7,950,000)									2,692		○	6	
	肩関節鏡手術システム	5,600,000									23	46		5	
	VISERA ELITE腹腔鏡システム	14,300,000									23	28		5	
	大腸内視鏡システム	5,500,000										506		6	
24	生理検査システム	17,562,750												5	
	血球・A1c・尿分析装置	7,550,000									2,586			5	
	生化学・血液ガス分析装置	11,420,000												5	

亀岡市立病院について

(委員名：富谷 加都子)

公立病院の役割	市民の健康と命を守る中核病院として存在し、市民に必要な医療を公平、公正に提供し地域の健全な生活が送れるよう貢献する。地域南丹圏の中で、しっかりした地域医療構築の要を執る責任がある。特に民間病院で手薄になりやすい診療科を診たり、高度な技術や最新の機器を駆使した急性期医療などに対応する。市民に民間病院と違う自治体病院としての存在価値を広く認識して頂き市民ニーズに直結すべき責任がある。そうした地域医療を守る公共性の使命を果たしつつ、経営努力も必然。
民間の病院の役割	地域の健康と命を守る役割は自治体病院と一にするが、独立採算として経営の安定化が必要。採算部分を考慮した上での地域医療の役割を機能さす。
亀岡市立病院の現状	外来患者も病床利用率もまだまだ、不安定である。経営の健全化を目指してはおられるが、安定した財政基盤は、道半ば。 常勤医師確保も道半ば。病院の方向性も今の時代に受け入れられているのか等在宅医療のかかわり体制等模索検討中
亀岡市立病院の課題	内科医は、増員があつたが入院患者や救急の受け入れ体制は不十分。医師確保の課題は残る。急性期医療と救急病院に力をいれておられるが、市民ニーズにマッチしているか、十分な機能を果たされているかの根拠がない。 病院の現状がみえてない分市民の皆様が、市民病院の存在価値を認識されてない現状も大きな課題である。地域医療を支援する責務を果たすため、今以上の相談

	支援及び情報提供の発信が必要。自治体病院の立ち位置を明確にして頂き市民は、利用者だけでなく自治体の構成者としてもっと関心を高めて頂く努力を病院側がし、共に存続に向けてのあゆみをすべき。
委員の意見等	亀岡市立病院が、市民にとってなくてはならない病院になっているのかは、疑問。近くにあるという利便性だけで選ばれるのではなく、広く亀岡市民が望んで活用出来る受け皿の病院になる必要があると考える。 しかしながら、病院周辺の地域住民の評価の声は大切であり、地元の信頼関係が醸成しないとマイナス面が一人歩きすると思う。 亀岡市が、毎年5億円の公金を投入するに値する価値を市民に返していく必要がある。公共としての役割を重んじると民間の病院では手薄になりがちな不採算医療小児科、産科、精神科、高度医療、救急などの診療科であっても亀岡市民のニーズが高ければ提供すべき。自治体病院は、市民が安心と納得して医療を受けられる体制を強固にして頂き、地域資源として進化幅が大きい事を期待する。

亀岡市立病院について

(委員名： 小川 克己)

公立病院の役割	市民の生命と健康を守るための拠点として、市民の救急事案にも迅速に対応出来、また地域の医療機関との連携や、市政との連帯により医療関連の市民ニーズに柔軟に対応し市民福祉向上、安全安心の医療拠点となるべきもの。
民間の病院の役割	経営者や医師の専門分野が診療科目に特化している場合が多いので、患者が疾患に合わせて受診出来、一時医療の拠点として、特に小規模な病院ほど医師と患者と顔が見えるような地域に密着した民間の医療機関。
亀岡市立病院の現状	平成26年度は前年度と比較すると、患者数が減少し収益的収入も減少し、事業会計資本金も欠損金をうめる為に減少している。
亀岡市立病院の課題	市内各町からの利用比率も近隣の町とそうでない町との大きな差が出ている。 経営成績の改善。 受診したい時に休診の科目がある。 利便性の向上、利用者の増加をはかる。
委員の意見等	市立病院として、市政と一体となり、市民の健康と命を守る拠点として、健康増進・医療費の軽減を踏まえ予防医学等も取入れた充実。診療科目の見直し。 今後の市民の病院として安定した経営、充実した地域医療の拠点として行くべき。

亀岡市立病院について

(委員名：奥村)

公立病院の役割	●山間へき地・離島など民間医療機関の立地が困難な過疎地域への医療の提供 ●救急・小児・周産期・災害・精神などの不採算・特殊部門に関わる医療の提供 ●がん・循環器等の高度・先進医療の提供 ●民間独占の排除による地域モデル病院とし質の確保。
民間の病院の役割	
亀岡市立病院の現状	市立病院設置の際、高度・先進医療の提供をめざしていたが、現状はその段階に達していない。
亀岡市立病院の課題	公立病院の役割を果たしているとは思えない。
委員の意見等	近隣に多くの公立病院がある現状で、亀岡市に公立病院が必要か一考すべきである。

8月23日（火）までに事務局まで提出をお願いします。

亀岡市立病院について

(委員名：福井英昭)

公立病院の役割	地域医療圏の不足を公的にカバーすべきもの。 急性期における救急の安心感を担保する。
民間の病院の役割	地域医療圏の不足をカバーしつつも、その特性や特色をもって、医療提供することができる。
亀岡市立病院の現状	急性期の病院として、また、高度な初期医療ができるにもかかわらず、そのことはあまり市民認知が進んでいない。 地域医療圏の確保という意味では、京都市に大病院もあり、市域内でも地域的な病院として認知されているのではないかと。公立病院の役割を果たそうとしてはいるが、その規模や立地などから見て、無理があるのではないかと。
亀岡市立病院の課題	公立病院である以上、一定の診療科を揃えるべきものと認識しているが、病床が100床である以上、総合病院としても限界があることから、何をコンセプトに診療あるいは経営していくかが、不明瞭に思える。
委員の意見等	地域医療圏の充足度は、極端に低くはないはず。であるならば、高度救急医療に特化するのも一つの方法。 南丹広域圏の中での救急救命センターとしての位置づけを持てはどうか。 また、診療科を減らし特定分野に特化する方法はないものか。